

栄区防災計画（震災対策編） 自治会町内会関連部分の抜粋

1 地域避難所の選定

災害発生時に自宅での生活が困難な場合には、地域防災拠点へ避難することとなっています。一方で、「地域防災拠点への距離が遠い」「自治会町内会がいくつかの地域防災拠点に分かれてしまう」「地域防災拠点の受け入れ能力」などの課題があります。

長期の避難生活を送る場合は地域防災拠点が有効ですが、災害発生の初期や短期間の場合の対応として、顔の見える関係のある身近な施設へ避難する方が効果的です。

(1) 方針

災害発生時の初期や短期間の避難場所として、地域に身近な施設を「地域避難所」として位置づけます。この避難所は、自治会館、町内会館、地区センター、コミュニティハウス、幼稚園などの身近な施設を対象として、自治会町内会で選定します。原則として、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、地域避難所の施設管理者等は、避難者を受け入れられるように準備します。

(2) 具体的取組

ア 災害発生時の対応

- (ア) 地域避難所の施設管理者等は、施設の安全確認後、避難者を受け入れられるよう準備します。
- (イ) 自治会町内会役員等のリーダーシップにより、「被災状況の把握」「要援護者の安否確認」などを行います。
- (ウ) 地域避難所での状況については、区役所へ連絡をお願いします。
- (エ) 時間の経過により、「被害が小さいから自宅へ戻る」、「被害が大きく長期的な避難生活になるおそれがあるため地域防災拠点へ移る」などを判断します。

イ 事前の準備

- (ア) 地域避難所の選定は、平成26年度から始めます。
- (イ) 自治会町内会を中心として、地域避難所における参集訓練、安否確認訓練などを行います。

ウ 地域避難所と地域防災拠点の分担

	地域避難所	地域防災拠点
施設	自治会館、町内会館、地区センター、コミュニティハウス、幼稚園など	小中学校など
位置づけ	任意	指定
避難滞在	短期	中長期
運営	自治会町内会	地域防災拠点運営委員会
備蓄	必要に応じて	公的備蓄
情報入手	地域防災拠点など	栄区役所
※安否確認について	自治会町内会が把握している要援護者の安否確認を実施	自治会町内会と栄区役所が連携し、栄区役所が保有する要援護者名簿に基づき、要援護者の安否生存確認を実施

エ 地域避難所の位置づけ

- (ア) 地域避難所は災害状況や地形上の理由により地域防災拠点に行くことが困難な場合や、災害発生の初期や短時間の避難を想定した、自治会館、町内会館及び地区センター等を活用した避難所です。横浜市防災計画では、「任意的避難所」に該当するもので、栄区では、栄区の地域特性を考慮して区として独自で定めたものです。
- (イ) 過去の災害では、正規の避難所以外に、地域住民の自主的な行動で任意に自治会館町内会館や寺社等を活用した避難所が運営されました。栄区では、災害時に地域防災拠点と地域避難所が連携し、物資供給や情報について連携できるよう、事前に設置場所等について、自治会町内会と共有することとします。

オ 地域避難所の役割

- (ア) 自宅の倒壊や火災などにより、自宅で生活し続けることが困難な場合に、災害の初期や小規模の災害時に活用する避難所
- (イ) 自宅付近で火災、がけ崩れの発生又は発生するおそれのある場合において、栄区長などから避難勧告等が発せられた場合に、安全が確認できるまで避難する場所
- (ウ) ライフラインの停止などにより、情報が不足し、不安になる場合
- (エ) 災害時要援護者の方々の安否を確認する場所

カ 地域避難所の対象とする施設

地域の生活圏にある施設とします。

例：自治会館、町内会館、マンション内の集会室、幼稚園、地区センター、コミュニティハウスなど

キ 地域避難所の選定

自治会町内会の区域が広い場合には、複数の選定も考慮します。また、公共施設等を活用する場合は、複数の自治会による共同選定も考慮します。

ク 地域避難所の選定方法

- (ア) 自治会町内会が施設管理者と協議して選定します。
- (イ) 複数の自治会が選定する可能性がある施設の場合は、区役所も調整に携わります。
- (ウ) 地域避難所を選定した場合は、区役所へ報告します。

ケ 地域避難所の運営

- (ア) 地域住民の自助・共助により運営します。
- (イ) 開設の基準は、原則として、震度5強以上とします。
- (ウ) 開設した場合は区役所に報告します。
- (エ) 地域防災拠点と常に連絡を取りながら運営するとともに、事前に自治会町内会内での役割分担を明確にします。(鍵の所有、責任者、避難地域 等)

2 要援護者避難支援

東日本大震災では、65歳以上の高齢者の死亡率が6割であり、障害者の死亡率は、被災地住民全体の死亡率の約2倍との報告もあります。「避難に必要な情報が届かなかった。」「避難の判断ができなかった。」「必要な支援を受けられなかった。」「避難をあきらめてしまった。」ことにより、多くの尊い命が失われました。

栄区では、高齢化が進展しており、要援護者は約5,000人と人口の約4%を占めています。今後は、ますます増加することが考えられます。一方、栄区では、自治会町内会を主体として、要援護者支援の取組が進んでいます。

(1) 方針

避難の際、両隣の方々へ声かけするなど、地域で連携した避難行動を取ります。自治会町内会は、身近な地域避難所などで、平常時から把握している要援護者等の安否確認を行います。地域防災拠点では、栄区役所から提供される要援護者名簿に基づき、自治会町内会と栄区役所が連携し、安否生存確認を行います。

避難された要援護者の方々については、地域防災拠点で可能な限り生活できるよう、地域ボランティアによる支援を行います。

なお、集団生活が困難であったり、専門的ケアが必要な場合は、特別避難場所に移動します。

(2) 具体的取組

ア 平常時の対応

(ア) 要援護者名簿の作成と提供

栄区役所は、災害時における安否確認と援護活動に活用するため、要援護者の安否確認の体制づくりなどが進んだ自治会町内会に対し、個人情報の協定締結等の手続きを経て、名簿を提供します。

(イ) 在宅要援護者の方々への申し出の働きかけ

基本的には、ご家族などにより災害への備えを充実していただくことが大切です。しかし、災害時には、ご家族などによる支援だけでは困難な場合も多くありますので、事前の段階で、自治会町内会へ申し出ていただくよう働きかけていきます。

(ロ) 自治会町内会による支援活動の準備

協定締結した自治会町内会は、区役所から提供された要援護者名簿により、安否確認や避難支援などの訓練を行います。

イ 災害発生時の対応

(ア) 安否確認

自治会町内会は、災害発生初期には、地域避難所などの身近な施設を基点に、要援護者の安否確認を行います。また、同行して避難するなど支援を行います。

(イ) 安否生存確認

地域防災拠点では、自治会町内会と栄区役所が連携し、要援護者名簿などに基づき、要援護者の正確な安否生存確認を行います。

(ロ) 地域防災拠点での生活支援

要援護者の方が、地域防災拠点で暮らせるよう、地域ボランティアなどによるサポートを充実します。

(エ) 特別避難場所

専門的ケアが必要などの理由により、地域防災拠点で生活することが困難な場合は、福祉施設などの特別避難場所へ移ります。なお、特別避難場所への受入れの決定は、援護の必要性の高い方を優先して、栄区災害対策本部長（栄区長）が決定します。

3 防災訓練について

防災訓練は、災害発生時の混乱した状況において的確な行動を取る。また、防災への意識啓発や知識を身に付ける、さらに、地域での顔と顔が見える関係づくりを目的としています。

栄区では、地域防災拠点や自治会町内会を中心に防災訓練（年2回）が行われています。アンケート結果では、半数近くの方々が訓練に参加しています。また、施設、事業所、マンションなどでも独自で防災訓練が行われているところもあります。

「訓練でできないことは、災害時にはできない」と言われています。あらゆる場面を想定した訓練などを進めていく必要があります。

(1) 方針

防災訓練は、災害時に自助共助の活動を実践するための最も大切な取組です。多くの区民が地域防災拠点の訓練に参加するとともに、自治会町内会など地域レベルやマンション、施設ごとの訓練なども広く展開します。併せて、様々な主体が連携し、合同の訓練を行うことにより、顔の見える関係づくり、相互のサポートづくりにつなげます。また、深夜、荒天時などあえて厳しい環境を想定した訓練を実施します。

(2) 具体的取組

ア 地域防災拠点での訓練

(ア) 学校参加の訓練

学校は留め置きとして保護者の迎えがあるまで、学校で児童・生徒は待機します。学校開校時間中の災害もあるため、学校と連携した訓練を実施します。（すべての地域防災拠点で児童・生徒参加による訓練を目指します）

(イ) 参加型訓練

訓練参加者数を増加させるため、事前の広報の充実や参加型の訓練（起震車による体験、炊き出し等）など工夫します。

(ウ) 各種団体の参加

消防団、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、保健活動推進員、食生活等改善推進員などと連携し、それぞれの専門分野のノウハウを訓練に活かしていきます。

イ 自治会町内会での訓練

(ア) 安否確認訓練

自治会町内会や大きな町内会では班単位による訓練を行います。地域避難所への避難誘導や安否確認を行います。地域避難所の状況把握など行います。

(イ) 避難ルート確認

自治会町内会単位で、災害時の避難行動などについて共有化することが大切です。例えば、避難ルートの設定など決めておき、訓練に反映させます。

(ウ) 特別避難場所での訓練

福祉施設など特別避難場所において、災害時の受入訓練を行います。動員体制、備蓄品の点検、区役所との連絡体制など確認します。

(エ) マンションなどでの訓練

マンションは、独自で居住者による安全確保を図るべきです。マンションに備えられた設備関係の確認、安否確認、備蓄の点検など行います。

(オ) 地域防災拠点、自治会町内会などとの訓練

マンションとして、地域防災拠点や自治会町内会の訓練にも積極的に参加します。地域防災拠点や地域避難所を避難場所として利用する場合もあり、また、要援護者支援の連携、様々な情報交流などが必要になります。

(カ) ペット同行避難訓練

災害時にペットを連れて避難場所に集まることを想定した訓練を行います。自分の犬や猫の行動を把握するために大切です。飼育者にとって日頃の飼育方法を考えてもらうことが主眼ですので、ペットを飼育している方から立案して取り組むべきです。

(キ) 関係部門と連携した訓練

企業、保育園・幼稚園、福祉施設などでは、施設内での訓練が行われています。しかし、災害時には、施設内だけに留まらず、地域との関わり、施設同士の関わりなどが重要になります。地域防災拠点の訓練への参加や、施設ごとの訓練へ地域住民が参加するなど連携を強化します。

(ク) あらゆる場面を想定した訓練

深夜・早朝の就寝時、昼間の外出時、荒天時、停電など、人が集まりにくく、厳しい環境を設定し、訓練を行います。帰宅困難になることも想定します。